

平成21年第2回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年5月26日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年5月26日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名  
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君  
教育長 山口典郎君 会計管理者 森島千里君  
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君  
生活福祉課長 林裕紀君 上下水道課長 小林一雄君  
建設産業課長 前田浩三君 病院老健事務局長 田間宏紀君  
農林商工課長 田畑良和君 教育事務局長 辻誠君  
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
9. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君  
同書記 中川泰成君

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4. 議案第40号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

第 5 . 議案第 4 1 号 教育委員会教育長の給与及びに勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 6 . 議案第 4 2 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

( 午前 9 時 0 0 分 開会 )

議長 ( 小林一則君 ) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 2 1 年第 2 回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。

開会あたり町長より臨時会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長 ( 辻村修一君 ) 平成 2 1 年第 2 回の臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆さん方には平素から玉城町の町政推進に格別のご支援を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます次第でございます。今回、こうして臨時会としてお願いを申しあげましたのは、去る 5 月 1 日に人事院が、内閣と国会に対して期末・勤勉手当の暫定凍結をするという臨時勧告がなされたというこういうことに伴うことございまして、最近の経済情勢が特に民間の景気後退とこういうふうな、厳しい状態の中から従業員の皆さん方のボーナスを減額をするということが、相次いでおるということによるものでございます。尚、あらかじめ議員の皆さん方におかれましては、自らの部分につきましても減額を頂くということで、ご理解を頂いておりますこと心からお礼申し上げます次第でございます。何とぞご提案の内容につきまして充分なるご審議を賜りますようお願いを申し上げて挨拶と致します。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

議長 ( 小林一則君 ) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長 ( 小林一則君 ) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

9 番 山口和宏君 1 0 番 奥川直人君

の 2 名を指名致します。

議長 ( 小林一則君 ) 次に、日程第 2 . 会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間とすることに決しました。

議長(小林一則君)次に、日程第3・議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月27日、国会において可決成立し4月1日から施行されることになりました。これにより、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致したものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。よろしく議審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)それでは、議案第39号 専決処分致しました町税条例等の一部改正につきまして補足の説明をさせていただきます。

それでは条例改正の要旨につきまして議案第39号資料2に基づきご説明を申し上げたいと思っておりますが、この中で条文の整備とありますものは、地方税法又、租税特別措置法などの法律の一部改正等で条項などがずれたことにより町税条例の改正をするものでありますので、説明を省略させていただきたいと思います。この条例の施行期日につきましては本年6月4日までのものについてのみ専決処分をさせていただいたところでございまして、この日以後の施行期日となっています条例につきましては6月の定例町議会で上程をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。又改正の詳細につきましては、お手許に配布させていただきました資料1の新旧対照表をご高覧頂きたいと思っております。それでは、議案第39号資料2をお願い致します。まず第1ページの中程の条例47条の2の改正であります。昨年度の税制改正で公的年金の特別徴収制度が創設されその中で、給与所得及び年金所得以外の所得がある方の場合にはその「以外の所得」に係る所得割額を年金所得の特別徴収税額に加算して年金から特別徴収するよう規定しているところでありますが、総務省から年金のシステムの都合上当分の間はそれに対応できない旨の連絡がありましたのでこの関係する条文を削るものであります。続きまして2ページの条例第56条の改正ですが、看護師助産師等の医療関係者の養成所に係る非課税措置が見直され、一般社団・財団法人のうち非営利型法人、

社会医療法人等が設置する養成所も従来の法人に加えて非課税の対象にされたものであります。続きまして条例58条の2の創設であります。社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する病院、診療所に対する固定資産について新たに非課税措置が講じられることとなったものであります。これは、緊急医療や周産期医療、小児救急医療を取り巻く環境が非常に厳しくなっており、地域医療崩壊が懸念される中救急医療等確保事業の実施が義務付けられた社会医療法人の創設や一般の医療法人からの移行を促すものであります。次に5ページの条例附則第12条の改正ですが、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税について負担調整措置の適用期間の延長を行ったものであります。この負担調整措置とは税の負担水準の均衡化・適正化を図る措置というものでございます。次に条例附則第13条の改正ですが、農地に対して課する平成21年から平成23年度までの各年度分の固定資産税について負担調整措置の適用期間の延長を行ったものであります。次に6ページの条例附則第16条の4の改正ですが、寄付金税額控除を適用する場合、控除の対象となる寄付金は「所得の30%」と上限が定められておりますが、前年の改正ではその「所得」に附則第16条の4以降の所得（分離課税）を含む規定になっていなかったためこの改正で附則第16条の4以降の所得を含ませる改正が行われたものでございます。次に条例附則第17条の2の改正ですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限が平成25年12月31日まで5年間延長されることによる改正であります。次に7ページの第2条による改正部分で、附則第10条の2の改正ですが、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期優良住宅」について新築から5年度分（中高層耐火建築物にあっては7年度分）のこの税額から2分の1を減額する。1戸当たりですと120㎡分までとなっております。次に、8ページ第3条による改正部分で町税条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは昨年6月議会で議決頂きました議案第42号の附則の改正となっております。附則第1条の改正では経過措置の改正及び削除による項ずれの整備を行ったものでございます。又、附則第2条の改正では、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例で軽減税率の延長を行ったものでございます。以上何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) この条例改正案の中で第36条の2項で今回第5号様式の次に、第5号の5の2様式を加えるとあるわけですが、この提出期限が3月15日となっているわけですのでこの申告の漏れの場合に何年間さかのぼって、雑損益等を申告することができるのか。法人の場合には5年と思いますが民間の場合はご回答を願いたいと思います。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 36条の2の改正要綱につきましては、様式の追加であります。野口議員からご質問の、もし申告を忘れていた場合に何年度まで申告が出来るのか。ということだと思いますが通常雑損の控除又、寄附金税額控除となっておりますので通常町民税につきまして申告の期限は5年間でございますのであくまでもその前年の所得の申告は3月15日までに行うことになっておりますが、その後更生申告等ができますのでそれは5年間あるということでございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) もう1点お聞かせ願いたいのですが、第54条第7項中ですが、これは家屋の固定資産税の問題でございますが、固定資産税は課税されておりますが、そこを賃借等店舗等改装によりまして価値が増減した場合に固定資産税は本来その課税対象のみを課税するのか。その付加価値をつけた方にも課税するのかお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 54条の第7項でございますが、これにつきましては改正の要旨ということではなく、今野口議員言われたのはどういうことなるのかというご質問だと思いますがこれにつきましては、当然この第7項の下から3行目に書いてあります「特定付帯設備のうち家屋の属する部分は家屋以外の資産と見なして固定資産税を課する」とこうなっております。これにつきましてはあくまでも町民税ということでございますので、個人に対する課税となっております。この場合固定資産税というのは土地家屋償却資産もございまして、その中で新たに付帯設備を作った場合にはその付帯設備を造った方にも係る。こういうふうに理解を願いたいと思います。

議長(小林一則君) 他にありませんか。3番 山本静一君

3番(山本静一君) 3ページに附則第10条の改正で関西文化学術研究都市建設促進法とありますが、これはこの法律を見てまいりますと京都の木津町とか奈良の生駒市が該当範囲でその中で、総理大臣が定めた区域となっておりますがこれは、我が町に対してそういう該当地域でないのに上がっているのはどういうわけか。それから同じ4ページに阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例とありますがこれも見ておりますと、淡路大震災で被災家屋に

変わり何々ということで、適応されると思いますが我が町いずれもふたつとも関係ないと思いますがどういうことで上がってくるのですか。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）山本議員仰せになられるのは、玉城町に該当しないのにならぬかということという理解でよろしいでしょうか。これはあくまでも、日本全国一律でございますが、国からの標準的な規則・条例の基本となるものが送られてまいります。その中で国である程度地方税法で改正されておりますのでそれに基づいて改正するということになってございますので、玉城町で該当があろうが無かろうが、もしそういうものが今後該当がある場合も考えられますのでそれを制定するというので、阪神・淡路大震災の関係も今まで載っておいて今回それを外すという規定になっております。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君

3番（山本静一君）確かに、関西文化学術研究何々というのは地域が京都と奈良に限定されております。国から示されたから即、玉城町条例に繰り込むというのは如何なものと思いますが、やはりそれは選択してあるかないかを判断すべきではないかと思いますが。

議長（小林一則君）暫時休憩します。

（松田税務住民課長説明する）

議長（小林一則君）再開します。質疑を続けます。他にありませんか。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）これは以前に重大な問題として、私は質問もし、反対もしてきたところでありますが、年金から天引きをするというこの問題でございます。介護保険の保険料につきましては改正がなされておられませんけれども、後期高齢者医療につきましては年金から天引きをしない方法をとることが可能に改善されました。ところがその後になりましてから今度は、住民税を年金から天引きをするというこういうことが賛成多数によって玉城町も通過してしまいました。けれどもこれはまだ実施をされていないと思っておりますが、今年の10月からこの年金天引きが始まるのだと思っておりますが、今回出されておりますのはこの天引きの仕方についての問題が組み立てられておると思っています。そもそも年金から天引きをするというこの問題については、大変な批判が強く後期高齢者保険料は申告によって直接納めるそういう方式に切り替えることができたにもかかわらず、この玉城町として年金から天引きをするということはどういうことなんですか。玉城町としての施策が取れないのか、この点について伺いたいと思います。それからもうすでに玉城町議会が第1回目が通過しておりますので、この10月から実施のために、それなりの作業を進めてこられると思いますがそんな中であって

又国が変更をしてきました。徴収のやり方について年金から天引きをする内容、これは年金に係るものだけで他のものは外すというようなやり方に変えてきているわけですが、そういったことでどれぐらいの程度の作業時間、労働時間が失われるのかその補償は国はするのかしないのか。そのために玉城町としては臨時さん・パートさんを雇い入れるそういったことをなされたのか。お伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 玉城町として年金特徴についてどう考えるのかということで、これにつきましては全国一斉にやっておりますので玉城町としてそれをやれるということにはまいりませんので、当然行うということで事務を進めておりますし、今回上程させて頂いた内容につきましてもそういった内容でご提案させて頂いておる所でございます。それと10月実施ですが、6月の段階では年金特徴は年金所得に掛かるもの、それと給与以外のそれ以外の所得に係るものを年金特徴とするというものでございましたが、それが給与は給与の特徴、そして年金は年金の特徴、そしてそれ以外の所得分離課税とかその他の所得は、年金特徴ではなく普通徴収をするということに変更になったものでございます。それと作業時間ですがこれにつきましては今から時間が必要となるわけですが5月25日に年金の方からデータがまいりまして、この6月の10日前後に普通徴収の納付書を発送するということになり、この間の事務でありますので今臨時をどれほど雇うということも考えておりませんが、職員の時間外で対応せざるを得ない部分も多いわけでありましたが、確かに事務としては煩雑になったことは事実でございます。そしてそれに対する国が賃金に対して補償があるのかと、いうことですがそれはございません。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 年金から徴収することを特徴と特別徴収を略して特徴と言われておりますが、きちっと表現してもらった方がこれはケーブルへのりますので、住民の皆さんにも分かってもらえるような説明の仕方をして頂きたいと思います。年金から天引きするという形のこの特別徴収というのに対しては、大変国民的な批判があって改善されたのが後期高齢者医療保険でございました。ところがその町税を徴収するのに対して年金から特別徴収をするという。こういうことで先ほど伺いましたのは玉城町としては年金から天引きするのではなく、普通に納めて頂くような方式にするということに対して罰則規定があるのですか。これまで作業をしてきたけれども、これをもう一回やり直しをせんならんというそういうことであれば、もう年金から天引きすることは止めて普通徴収に切り替える。こういう方式をとったらど

うなんでしょうか伺います。それからもう1点は、議長の方から3回までと  
いうことをそのうち言われると思いますので、もう一点付けくわえて申し上  
げておきたいと思います。質問します。附則の第2条の改正で譲渡株式の配  
当所得及び譲渡所得に対する税率の特例の見直しということで、軽減税率の  
延長ですが、今この不況の時でございますので企業だとか、大金持ちに対す  
る減税、この問題については始めに減税していましたがこれを元の税率に戻  
せという、国民的な運動も広がってきています。そういう時にこの玉城町の  
議会においてこの金持ち減税を延長するという、こういうことが出されてき  
ております。玉城町において該当する件数はどの程度あり、減税額としてど  
の程度ありましたか。お伺いをしたいと存じます。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）年金の特別徴収を玉城町では普通徴収にできな  
いかとこういうことでございますが、先程も申し上げましたようにあくまで  
もこれは、全国的なシステムとして行っておりますので玉城町としては年金  
特別徴収をお願いしたいというふうに考えております。また減税の延長金持  
ち減税といわれましたが、そういう気持ちはもうとうございませぬ。減税額  
につきましては、あくまでも国の準則に基づいてそれを実施しておるところ  
でございます。それと減税額はどれほどになったのかというご質問ござい  
ますが、今後これから行っていくものでその試算というものはまだ出来てお  
りませぬが詳細に詰まってまいりましたら又お知らせします。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）延長するということでございますので、20年度或  
は、19年度を延長する訳ですからこの21年度はどうかわかりませぬとい  
うのは当たりでございますけれども、過去がどんなであったかということ  
は言えるのではないかと思います。それから年金から天引きするというのをや  
める自治体があってもいいのではないかと。特色ある玉城町というのを打ち出  
す最高のチャンスではないかとこのように思っております。子育てに手厚い  
対応をする玉城町、税金の面でも住民本意に考える玉城町、こういう玉城町  
を打ち出す最高のチャンスであると思っておりますが、皆がやるからやるん  
だ。これでは素晴らしい玉城町ということにはならないのではないかと、こ  
ういう点で問題があると思っております。ご答弁よろしく。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）税務住民課長から申し上げますように、玉城町独  
自で、こうした全国の統一した考え方とは違った形の徴収をやればどうかと  
いうお尋ねでございますけれどもとてもそれだけの事務能力或は、そういう  
ふうな体制ではございませぬしその考え方は持っておりませぬ。以上です。



議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）玉城町としてこれを判断できないものが何で玉城町の議会に提案されるのですか。専決処分としてもう先にやってしまったから有無を言わずに賛成せいと、いうそういうことのために出してきたのですか。専決処分であるということの問題点もありますけれども、玉城町の議会としてそれをどういう方向に持っていくか。今回は専決処分ですみましても次回の場合にはこれをご一考頂く、そういう点でもこれを賛成することは私ではできません。玉城町の議会としての意思を示すそういう必要があるからこそ玉城町の議会に出してきたのと違うのですか。例えば玉城町の議会で判断をしてするとかしないとかということを決められないそういう制度もあります。例えば生活保護制度を玉城町はやらないと。そんなことは提案できません。これをしなかったら法律違反になるからです。今ここに提案されているのはこれは玉城町の議会として判断ができる内容だからこそ、提案しているのでは違うのですか。お伺いします。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）従ってこの提案に対して鈴木議員さんは鈴木議員さんのお考えでご判断をいただいたらどうかとこんなふうに思います。以上です。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第40号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部を改正についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第40号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、去る5月1日に人事院が国会及び内閣に勧告をいたしました、一般職の国家公務員の平成21年6月に支給する期末手当

及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特別措置に準拠して、町長及び副町長の期末手当について支給月数を0.15月分凍結して現行の「100分の210」から、「100分の195」に引き下げのため、所要の改正を行うものでございます。補足は省略させていただきます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第40号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この提案の後、職員の給与の引き下げが提案されてくるわけでありますが、これは一体のものとして考えながらもう一方では町三役町長・副町長・教育長と一般の職員とではやはり給与の意味合いが違っております。そのことをやはり考えていかなければいけないのではないかと思っておりますので、この議案40号に合わせて質問をさせていただきますが数値の面で議長よろしく御取り計らいを願いたいと思っております。40号に係わりましてこれは町長の分だけでございますがそうしますと、一つづつでやってくれとこういうことであろうかと思っておりますけれど、もしお答えいただけるのならば纏めましてお話を頂いた方がわかりよいと思っておりますので、お願いしたいと思います。金額におきましてどの程度の減額になるのでしょうか。お伺いします。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）今回の支給の凍結に関わります影響額といったこととでございます。町長・副町長・教育長それから一般職合わせまして1千208万円という概算でございますがそういった数字になってございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）この中で町長が13万3千円、副町長が10万1千円教育長が9万円の減額、もし間違っていたら訂正を頂きたいと思っておりますがこの0.15ヶ月分で町長は13万3千円。元はどれだけかというのは逆算しますと出てまいります80万を超えておりますが、そういう方の問題と一般職員とでは相当の意味合いが違うというこの点の一つ申し上げておきたいと思っております。又職員の場面でお話をしていきたいと思っておりますが町三役については、或は議員につきましても生活のための費用ではございませんので減額をするということはこれは状況からしまして必要であるこのように思っておりますので賛成でございますが、果たしてこの減額をしたトータルで32万程度になります後、又人勸から出てまいりますとそれに伴って年末におきまして再度のそれに伴って年末にもう一度引き下げることになるか

思いますので、32万をはるかに超える金額の減額になるわけですが、減額した分は何に使うのですか。人はどのようにしますか。このような経済状況の時です。変なところにこの金を流し込んでいくような活用の仕方をしては喜べないとこのように思って伺います。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）今回条例改正をお願いを致しておる所でございますが、これに関連しましての予算補正はお願いを致しておりません。あくまでも暫定的な臨時的な支給の凍結といった考え方で今回お願いを致しておる所でございます。尚又鈴木議員おっしゃいました実際引き下げになった場合年間通じましての支給月数の減少こういった、なりました場合この財源につきましてはといったことでございますが、この部分につきましては町政執行していくための有効な施策に充てる為の一般財源として活用してまいりたいとこういったことでございます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

以上で討論を終結致します。

これより、採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第5・議案第41号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第41号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。この改正につきましても、前議案と同様の措置を行うため所要の改正を行うものでございます。補足は省略させていただきます。何とぞよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第41号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する

る条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第6・議案第42号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第42号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。この改正につきましても前議案と同様の措置を行うため所要の改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長から説明をいたさせます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)議案第42号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正につきましても補足説明を申し上げます。本議案の提案に至りました経緯もしくは背景につきましては先程御説明申し上げておる所でございます。本庁につきましてもこれに準じまして国と同様の措置を行うために所要の改正をお願いするものでございます。その内容についてでございますが、先ず期末手当を0.15月分凍結致しまして、現行の1.40月分から1.25月分に、勤勉手当を0.05月分凍結して現行の0.75月分から0.70月分にそれぞれ引き下げます又、期末手当と勤勉手当を合わせますと全体の約10%に当たる部分でございますが0.20月分を凍結致しまして現行の年間合計2.15月分から1.95月分にそれぞれ引き下げようとするものでございます。又再任用職員につきましても期末手当を0.05月分凍結致しまして、現行の0.75月分から0.70月分に勤勉手当を0.05月分凍結致しまして現行の0.35月分から0.30月分にそれぞれ引き下げることと致しております。尚、議会の議員の方々に支給されます期末手当につきましては議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例におきましてこれを定めておる所でございますが、同条例第5条第2項におきまして町一般職員の例によって手当の額を算定することと致しております。このことから今回の改正によりまして0.15月分支給が凍結されるという結果にな

るところでございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。それでは議案第42号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 先程も申しあげましたけれども人勤からのそれに従って給与を上げたり下げたりするのは、これ下げるといのは非常にいろんな面で問題があるわけでございます。公務員はようけの給与をもらって緩やかな仕事をやっているように見えます。もっと人数を少なくてもいいのではないかとか、もっと給与を下げてもいいのではないかとか、そういった風潮を高めようとするそんな動きが一方にはございます。けれども忘れてならないのはこの職員の給与、国家公務員も含めてですがそれが結局はこの地方公務員の給与というのは最低賃金、その地域の最低賃金に影響をしていると思っているのですが、これを他が下がってきたからといって地方公務員のカットをしたら結局は県内全員の所得も引き下げる。そういう足かせになって行くのではないかとと思いますが、その点ではどのようにお考えなんでしょうか。お伺いします。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 今回本案をお願い致しておりますのは、鈴木議員おっしゃられます内容とは逆といったことになろうかと思いますが、先程町長から提案説明で申し上げておりますように民間給与の引き下げ、ことに夏季一時金につきましたの引き下げといったことは既になされておる。そういったこと、これを背景といたしました今回の人事院の勧告であり本庁におきましてこれに準じた措置を取っていきたい。こういった考え方でございますのでどうかよろしく願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) もともと公務員というのは労働基本権がはく奪されているという。そういうことで賃上げ闘争というものが企業のような形ではできないそういったことから、自治体職員的生活・意欲を育たないようにするという。そういうことを考えて人勤というのが設けられておりますのであまりきちっと調べもしないで、とても今回出されてきた人勤の出し方というのは異常なやり方です。調査の様子なんか聞きまして報道なんか見ましても回答がまだたくさん寄せられていない。そういう中で選挙目当てのように大慌てで出してきて国民の機嫌取りをしようかという、そんなふうにも見るとこんなふうを感じるわけですけども、そのためにもう1回8月に

なったら正式なものをもう1回出すというわけですから本当にこれは異常だ  
と思います。例年でしたら8月に出してきてそれを年末の段階で調整をして  
きたのであると思いますけれども例年はどうなんですかお伺いします。それ  
からカット分で職員分1千176万なんですからけれども職員の中にもワーキング  
プアに類似するようなレベルの方がいるのではないかと思うのですが、  
200万程度というのが言われておりますが、それは収入で言われております  
が、所得において200万程度という方はあるのではないか。それから玉城町  
には臨時さんとかパートさん、嘱託さんという方々が働いておりますが、こ  
の方がそれに該当すると思います。この方たちのアップをすることによって  
内需拡大に寄与するのだという方針であれば、後で有効に使いますというじ  
ゃなくて、今有効に使うということでこのたび条例の改正とともに、この低  
い賃金の方たちをアップするという、提案を合わせてお出しを頂いている  
と素晴らしいかと思うのですが、そういうことがなくてただ単に有効に使  
います。そらそうでしょう有効に使いますとしか言えないですよ。有効に使  
いますとってボンボンと、大企業に何億円もというこういうことをやるわ  
けですから、ですから議会はだまっちゃおられない。こういうことになるわ  
けです。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 大変長年の経験のある鈴木議員さんのご意見ございま  
すけれどもそういうお考えで町の行財政運営はできません。そういう考え方  
であれば当然財政再建はおろか、民間であれば倒産という形になってまいり  
ます。人事院勧告というのは毎年ほとんど8月に勧告がなされてそれに基づ  
いて1年遅れで公務員の給与改正を行うとこういう手順になっておりますの  
と、もう一つはやはり約300名の方が玉城町で働いておられますからその方  
はパートの方、或は臨時の方或は正規の職員の方。それぞれご自身の家庭事  
情或は勤務の要望等勘案頂いてそしてそのもとで働いて頂いておると。そし  
てその中で精いっぱい働いて頂いて、そしてそれにふさわしい報酬を受け取  
って頂いておるとこういう事情でございます。全てに大変な手当てを支給を  
させて頂いてというふうなことはなかなかできません。そんなことになって  
まいりますと色々な町政全般の施策は講じられないと。こんなことは充分  
承知のことです。ですから充分その点を考えてご質問を賜りたいと、こんな  
ふうにあります。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 人勧は例年は8月に出していたんですよ。私もそれ  
は知っています。ですからこのことが異常だと言っているんです。8月に出  
されてまいりましてそれを調整するのが、この年末の一時金で調整して頂い

ていると思っております。ですから1年後ではなく半年ずれていたと思いません。今経済学者の方々がたくさんテレビでも言っておりますが、内需を拡大しなければならないということを言っています。それで政府もそれを言って内需拡大・雇用を拡大というそういうことで大きな国の予算を組む。この一方でこんな小さな町の職員の賞与をカットしていく。そしてそれが引いては審議が始まります地域別の最低賃金改定に影響を与える。こういうことになったのでは町民の首を又絞めていくということになるわけです。そして私が先ほど少ない賃金で働く人。又小さい子どもを育てている若い公務員につきましては給与はそんなに上がっておりませんので大変であろうと思いません。一律にパーセントで減らされていくのはこれは大変なことだと思います。町長が10万円切られても、月々の給与を10万円切られても生活に困窮ということにはなりません。けれども今現在出ておりますのは一時金の問題だけでございますので賃金ではございませんけれども、この一時金を頼りにしているそういう子育て真最中の人たちは本当に大変であろうと思いません。そういう給与のレベルを考えずに一律にやるというのも如何なものかと思いませんし、職員分で1千176万というこの金額もばかにならないものでございます。これをやはりワーキングプアと、いわれるような働き方をしている人たちに向けて振り向けるのだ、そして地域の活性化のためにこの資金は使うのだというご決意が述べられると本当に素晴らしい町長だと、住民の皆さんも喜んでくれるのではないかとこのように思うわけでございます。又このことにつきましてもほとんど取り組まれていないというこの状況を考えてみますと、町長さんもう少し頑張ってほしいなとこのように思うわけです。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）何度も申し上げますように、何でこうした例年がない臨時的な勧告がなされたのかという背景を十分に認識をして頂かなくてはいかんわけであります。大変世の中は景気が悪い。そしてそれが毎日の暮らしに影響をしておるという現状でございます。町内の企業さん或は、商工業の皆さん方におかれましても、大変な苦勞をなされておるのが現状でございます。企業におきましては稼働調整・働く時間を短くしたり或は月の間を1日・2日を休んでくれと、こういうふうなことに至っておるわけであります。大変そうした不安の中で生活をなされておる。しかも今回の提案のように夏のボーナスが減額されるというふうな民間の企業が相次いでおる。こういうことの中でやはり公務員においても当然の減額の措置は必要だと。こういう考え方での勧告でございますのでその点、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番(野口繁君)参考まで、お聞かせ願いたいわけですが今回の提案で、正職員の中で最高及び最低の方の減額される金額をお示し願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)先程全体の影響額といったことでお答え申し上げておるところでございますが、個々の職員別の内訳というものにつきましては本日持ち合わせておりませんで、平均を致しまして約10%とこういったことになっておるところでございますのでどうかよろしくお願いを致します。その部分につきましては、後刻又お知らせをさせて頂くとしたことをご了承を賜りたいと思います。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)今お話を聞かせて頂きまして、期末手当につきまして特に皆さんが0.15と勤勉手当が0.05トータルで0.2か月が減額するというお話を聞きましたが、特別職については0.15ということはこの差はどういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)町長・副町長におきましては0.15掛けた分をお願い致しておるところでございます。この部分のところ、ご説明申し上げておりますように町長・副町長の期末手当、それから一般職員の期末手当・勤勉手当を加えた支給月数でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)先程の説明がよくわからなかったのですが、トータルで職員の方が0.2ヶ月であってそれで特別職の方は0.15だということはどういうことですかという質問をしているのですけれども。

議長(小林一則君)総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君)もっとわかりやすく申し上げますと、町長・副町長につきましては年間支給月数が4.4月分、一般職員につきましては4.5カ月分こういう開きがもともとございます。こういったことから今回凍結する部分につきましても差が生じておるこういったことをご理解を賜りたいと思います。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)今経済対策で非常に厳しい状況だということで結果を数字で表すことでなくて、今現状でどれぐらいそういう下げていくかというお話でもあるし、私も計算しまして確かに職員の方が4.5で、町長・副町長・教育長は4.4だということは調査はしておったのですが、今からどれだけ0にするかということでそこに0.05の差があるのはどうかと。現状から見て



どんだけ大変だからということなんで、帳尻合わせはしなくてはいいいのではないか。というふうに思いますがその辺の意見をお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）先程、この元々に支給月数に差がございますといったことで申し上げます。ですからそういう考え方で言うておりますので差し引いた残りの支給月数がこれだけになりますので、といった考え方を持ち合わせておりません。ですから帳尻合わせという表現をして頂いておりますがそういった考え方ではございませんのでよろしくお願いを申し上げます

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）以上で本臨時議会に付議されました案件は全て終了致しました。これにて、平成21年第2回玉城町議会臨時議会を閉会致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって平成21年第2回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたり一言お礼の挨拶を申し上げます。提案の議案につきましては慎重にご審議を賜りまして、可決を頂きましたこと厚くお礼申し上げます。世の中の経済状況好転の兆しがあるというふうなお話も何う場面もございしますが、町内の企業の情報からは依然として厳しいと、こういうお話でございます。そんな中での財政運営を進めていかななくてはならないわけでございますので、議員の皆さん方におかれましても今後一層のご支援ご指導賜りますようお願いをもうしあげましてお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時10分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員